

第13回教育委員会会議

1 日時 令和5年8月29日（火） 午後3時30分～午後5時00分

2 場所 大阪市教育センター5階 講義室

3 出席者

多田 勝哉	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
栗林 澄夫	委員
藤巻 幸嗣	教育次長
御栗 一智	東成区担当教育次長
塩屋 幸男	東住吉区担当教育次長
福山 英利	教育監
川本 祥生	総務部長
松浦 令	政策推進担当部長
大西 啓嗣	指導部長
上原 進	教務部長
近藤 律子	学校環境整備担当部長
本 教宏	指導部第1教育ブロック担当部長
水口 裕輝	教育センター所長
村川 智和	総務課長
中野下豪紀	教職員人事担当課長
中野 泰志	教職員サービス・監察担当課長
武井 宏蔵	施設整備課長
乗京 慎二	初等・中学校教育担当課長

三枝由佳里 教育振興担当首席指導主事

小花 浩文 首席指導主事

柳澤 成憲 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

(1) 教育長より開会を宣告

(2) 教育長より会議録署名者に異委員を指名

(3) 案件

議案第78号 市会提出予定案件(その6)(東淡路小学校建設工事請負契約締結)について

議案第79号 市会提出予定案件(その7)(「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書(案)」)について

議案第80号 職員の人事について

議案第81号 職員の人事について

議案第82号 職員の人事について

報告第27号 職員の人事について

報告第28号 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会の報告書にかかる今後の対応について

報告第29号 校長公募にかかる第1次選考の結果について

協議題第22号 「総合的読解力育成カリキュラム」について

なお、議案第80号から第82号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第78号及び第79号、報告第29号、協議題第22号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

報告第27号「職員の人事について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本案件については、9月1日付の人事異動に関するものである。

全市における人事異動日程に合わせて、8月25日に本人内示を行う必要があったことから、大阪市教育局教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったため、同条第2項により報告するものである。異動の内容について、第1項、総務部総務課担当係長である大曲清文が大阪都市計画局計画推進室課長補佐兼拠点開発課長補佐に昇任の上、転出をする。その後任として、第2項、総務部学事課担当係長であった山田公平を充てることとした。さらにその後任として、第3項、総務部学事課勤務であった松尾紘和を昇任の上、充てることとする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第28号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会の報告書にかかる今後の対応について」を上程。

本第1教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

最初に、事案の概要としては、令和元年12月以降、小学校5年の児童、申出時は小学校6年生、現在中学校3年生になっているが、いじめを受けていた旨、令和3年2月19日、本件児童の保護者から以下の申出がなされた。

令和元年12月、本件児童の父親が外国籍であり、外見が他の児童とは異なることや日本語の細かいニュアンスが理解できないことなどから、周囲の児童から「〇〇へ帰れ」などと言われた。令和2年11月20日、算数の授業において、本件児童は物差しを使わずに授業を受けていた際、関係児童Aから物差しを使うように指摘され無視していたところ、関係児童Aから「耳悪いんちゃう。耳鼻科行ったほうがいいんちゃう」「きしょい」などと言われた。そのことを関係児童Bに相談した際、「生きるより死んだほうがマシ」と言うのと、「じゃあ死んできたら」と言われたということである。また併せて、本件はこの指導や対応についても、以下の申出がなされている。令和2年7月、本件児童が骨折している他の児童に対して「僕も味わってみたい」と発言したことに対し、その発言を聞いた骨折している児童が泣き出したため、担任教諭が本件児童に対し、厳しい指導を行った。令和2年12月、本件児童がいじめを受けた内容を含む卒業文集の下書きを提出したところ、担任教諭が下書きに大きくバツ印をして書き直すように指導したなどである。以上のような

状況から、「重大事態」として令和3年3月11日、市長への報告を行ったところである。

保護者の要望内容としては、事実関係の調査、学校及び教育委員会への対応の検証及び分析、これらに基づく是正及び再発防止のために必要な措置の検討となっている。その後、経過としては、令和3年8月31日、第1回部会が開催され、10回の審議を経て、令和5年7月25日、調査報告書を手交されたところである。

報告書の概要としては、まず重大事態該当性に関する判断として、本件児童は5年から6年にかけて、クラスの児童から人間関係の中で悪態をつかれたりすることのほか、外国にルーツを有していることに関する差別的な発言を継続的に受けていた可能性が高いと認められ、いじめに該当するものとする。しかしながら、本件児童の欠席日数あるいは期間及びその後の状況などからして、不登校重大事態に該当するまでは認定できないとされている。また、令和2年11月20日、本件児童が「耳鼻科行ったら」「きしょい」などとの発言を受けたことに対しては、法の定義上いじめに該当するとされているが、一方で当該出来事により本件児童の生命心身等に重大な被害が生じたとは認められず、欠席との因果関係を肯定することもできないため、いじめ重大事態に該当するとはいえないとされており、その他の事象については、本件調査において具体的に特定するには至らなかったとされている。一方、学校の対応に対する問題点として、当該副校長が当該校に赴任して初年度ということもあり、十分に昨年度の議論経過を確認しないまま、保護者に受け答えをしたため、いじめ対策委員会の内容等について、説明に誤りがあったということが指摘されている。また、解決の方向性についてビジョンのないまま、被害保護者の強い要望に応じ、当該者同士での話し合いの場を設定したということが、さらなる関係性の悪化につながった旨が記述されている。卒業文集の下書きにバツをつけたことについては、6年の担任の指導には不適切な点があったのではないかとということ、保護者に対する対応について、場当たりの対応に終始したこと、学校として副校長のみが対応し、校長以下、組織的な対応ができていなかったことなどが指摘をされている。

最後に、再発防止に向けた提言としては、①いじめへの対応の在り方を再度確認、徹底すること。②児童生徒理解の必要性を理解すること。③専門機関を活用することとされており、提言を受けた教育委員会の対応としては、今回提言された内容を既に実施していることも多いことから、継続した取組みを進めるとともに、本ケース調査報告書の内容について、全市小学校・中学校の校長に周知し、「大阪市いじめ対策基本方針」の徹底、及び①外国につながる児童生徒の状況等に対する理解を深めるため、子ども達一人一人の人権

を大切にする教育を推進し、多文化共生教育を進めること。②安易に被害児童生徒と加害児童生徒などを直接対面させて事実確認をさせることや本人の要望によることなく「謝罪」や「仲直り」をさせることのしないよう、その意思を尊重して対応を進めること。③いじめの問題については、校長のマネジメントのもと組織的に対応することの3点について、引き続き研修等を通じて学校現場に注意喚起を促すとともに、教育委員会事務局内の指導主事等についても問題点を共有して対策を講じるなど、再発防止に努めたいと考えている。

なお、今後、関係者の処分等があるようであれば、本調査報告書を基に該当する教員に聞き取り、確認を行った後、必要に応じて改めて説明をさせていただく。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 提言を受けた対応として、提言の内容については既に実施しているということではありますが、これまでいじめに関する第三者委員会の報告に対して似たような指摘がされています。それに対して対応を重ねて、今回もできているということですが、これだけいろいろな対応をしているにもかかわらず、組織的な対応がなされていないとか、あるいは安易に保護者同士の場を設けたとか、こういうことが起きているので、提言を受けた対応の内容はこのとおりですけれども、やはりどうしてこういうふうになったのかということをもう少し深くそれぞれに聞き取りをして対応を考えて頂きたいです。一応の対応を取っていますというだけでは駄目なので、ぜひ職員の処分云々ということとは別にこれだけの事例があるにもかかわらず、なぜまた起きているのかということ、この学校の特有な風土があるのかとか、あるいは個人の問題なのか、そういったところも含めて少し詰めていただければありがたいと思います。

【本第1教育ブロック担当部長】 ご指摘いただいた点というのは本当にそのとおりかと思います。今回の場合でいいますと、やっぱり学校長がまず報告書の中にほぼ登場しておりません。そういう点でいうと、学校長のマネジメントに課題があったのではないかというふうに思っておりますので、それも含めまして関係者に聞き取りを行った上でどこが課題であったのか、また学校として、教育委員会全体としてどういったことができるのかについては、改めてまた御説明をしたいというふうに思っております。

【森末委員】 卒業文集の下書き原稿に大きく「バツ」をつけたとのこと。これはどういう事情だったのでしょうか。

【本第1教育ブロック担当部長】 実際、その卒業文集の中身として適さなかったと

ということで、その教諭はバツをつけて返したというふうには我々のほうへ言っております。しかしながら、そういうバツをつけて返すということが教育上本当に正しかったのかどうかで、やはりその担任の方が反省してもらうところが多いと思いますので、それについてもですね、聞き取りの中で再度事情を確認した上で、しっかり対応していきたいというふうに思っております。

【森末委員】 これは、こういうことを書かれたら、いじめがあったというふうにとらえるべきです。

【本第1教育ブロック担当部長】 そうですね。

【森末委員】 学校としてはないと思っているのにそれを出されたら困るみたいなことを言っている感じだし、またその上で話し合いの場を設けてですよ、手を握ったら「これでおしまいにしようね」みたいな、やっぱり学校としていじめがないようにしよう、ないようにしようという態度が見受けられるので、このような件についてはこれまでも何度も出てきますので、先ほど大竹先生がおっしゃったように、周知徹底を本当にね、ここは駄目だっていうことを出さないといけないかなと思います。

【本第1教育ブロック担当部長】 はい。

【栗林委員】 大竹委員、それから森末先生のお話、そのとおりだと私も思いますけれども、委員の一人としてぜひ今後に向けてお願いしたいのは、書面によりますと先ほど御指摘いただいたように、学校全体が校長の指導のもとに、使命感を持ってその生徒指導に対応しているような感じは見受けられないんですよね。外国籍の生徒、それから外国籍でなくても両親の片方の方が外国籍であるというような生徒さんが増えてくるということはこれはもう避けられないことだと思うのですが、そういうことがこの案件に一定程度関係しているということは、推測されると思うんですね。そういったときには、ぜひとも責任者、学校の場合は校長先生ですけれども、やっぱりどういうふうに組織を進めていったらいいのか、対応していったらいいのかということを、そうしたことにもやっぱり責任を取っていただく必要があって、御指摘の点も私はそのとおりだと思っておりますので、ぜひ今後に向けては、そうした点も考慮に入れて、みんなで考えていくというようなことを対応していく必要があるんじゃないかと思いますので、そうした点についても御指摘いただいて、進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

【本第1教育ブロック担当部長】 この副校長にも話を聞きました。当時、学校の状態としてほかの学級でリストカットがあったり、いろんな案件が多く起こっていたりして、

その中の一つの対応としてやっていたので、どうしてもやっぱり手が回っていない部分があったというのは副校長のほうも言っておりますので、それも含めて当時の学校のマネジメントが本当にどうだったのかと、そこが問われているんじゃないかなと思います。改めて検証させていただきます。

【栗林委員】 お願いします。

【多田教育長】 今日は、この報告書でどういう取組がされたか御覧をいただいて、様々な御意見を頂戴しましたので、改めてこれをまた現場教育のほうで具体的な取り組みにつなげていくことができるように、事務局で、力を上げて取り組んでいくと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。それではそういう形でお願いします。

議案第 78 号「市会提出予定案件（その 6）について」を上程。

近藤学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本案件は、校舎建設工事請負契約の締結に係るもので、予定価格が 6 億円を超えることから、今後、市会での審議を経る必要があるものである。東淀川区の東淡路小学校においては、老朽化に伴い昭和 36 年～昭和 51 年に建てられた校舎を建て替えるもので、4 階建ての校舎 1 棟の建設等について、株式会社ハンシン建設と契約金額 12 億 1,550 万円で契約したいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 ちょっと教えてください。最近、資材の高騰とか人手不足ということので、建築工事が契約不成立に終わっているというのをいろいろ新聞の中で見るんですけれど、この場合は何社見積もりというのか、入札に応募してきましたか。

【武井施設整備課長】 結果として応札は 2 者ですけれども、実はこの契約につきましては、一度入札が不調になっています。今回、総合評価落札方式で入札しておりますので、2 者入札していただいたのですけれども、2 者とも同じ価格で入札の予定価格を超えているということで、評価順位の高かったハンシン建設の方と契約管財局の方で、価格の交渉をいたしまして、予定価格の範囲内に入ったので、ハンシン建設と今回契約を結んだということになっています。今、委員がおっしゃったように、資材高騰とか週休二日制による工事の期間が延長になっているとか、そういったことで予定価格もそれを見込んであるのですけれども、なおかつ苦しい状況が続いているという状態です。

【大竹委員】 今後、いろいろこういった建て替えなどがあるとすると、同じような状況がやっぱり続きそうだという気がするんですけど。

【武井施設整備課長】 そうですね。

【大竹委員】 その辺はあまり価格を高く見込むのも難しいですね。そういう状況は分かりました、ありがとうございます。

【栗林委員】 今、大竹先生が御指摘の点と似たような印象を私自身も受けたところですけども、事前説明のときに、このお金でできるのですかということを申し上げたんです。それは何かというと、こちらの方としては価格が低ければ低いほどありがたいくて、それで予定価格で収まればいいわけですけども、私自身も学習していたときに気づいたんですけども、金額が低くなると工事はやっぱり無理をされるんですよ、どうしても。そのことで結局何というか、子ども達の学習に支障をきたすと、環境的にですね。そういうこともある。そういうことがどうしても起こりがちなので、その点をぜひ考慮して対応をお願いしたいということを申し上げたんですけども、この点は今、そのことを申し上げていても、あまり意味のないことだと思いますので、そうした御配慮をお願いできたらありがたいと思っております。意見です。

【武井施設整備課長】 今、御質問に対する関連の話ですけども、先ほど総合評価方式と申ししたのは、あくまでも入札の価格だけではなくて、公共工事の品質の確保を図るために、価格以外の要素ですね、参加者の技術的な能力であるとか、品質の向上に関わる技術提案であるとか、そういったことも含めて提案をいただいて、総合評価をして決めていくという方式なんですけれども、たまたま今回は予定価格を一旦超過してしまったので、評価が高いほうの業者さんと価格交渉をして、何とか予定価格以内に収まったということでございます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第 22 号「総合的読解力育成カリキュラムについて」を上程。

水口教育センター所長からの説明要旨は次のとおりである。

現段階の進捗状況と今後の予定について、報告をする。教材開発の進捗について、令和 5 年 2 月 14 日の教育委員会会議において、その協議内容を踏まえて教材に要約の活動を入れる修正を行った。その上でモデル校での試行実施を行ってきている。その結果、読解

を踏まえた言語活動を進めることができ、総合的な言語活動を通して、読解力を中心とした思考力・判断力・表現力等を育成できる教材にバージョンアップされたのではないかと考えている。具体的には、必要な情報を迅速に読み取る力を育成できるよう、表現活動以外の全ての時間に資料を読み、要約する活動を設定した。表現活動というのは最後の8時間目をイメージいただければと思う。各教科の1時間目には、「今回の学習のポイント」として、キーワードを探し短文にまとめるといった要約の方法を示して、それに倣って2時間目以降も要約に取り組めるようにした。こうして各学年4テーマ全ての教材に、小学校3年生から中学校3年生までの7年間取り組むことで、児童生徒は計200回以上もの要約を積み重ねることができる。要約については、本来は国語科でその基礎を指導するが、本教材では精読により文書を理解するのではなく、初読で資料の内容を理解する力を育成したいと考えている。簡便な要約方法で繰り返し取り組むことで、児童生徒がそのスキルを身につけやすくなるほか、指導者にとっても指導しやすいのではないかと考えられる。指導者用の学習活動欄には、指導者の力量に左右されることなく指導の質を確保するため、文章を読んだ後の発問とその解答例を掲載している。また、児童生徒の実態に応じて、資料を読んで要約するだけになっても良いように、それを視野に入れた展開も可能にするような形にしている。その結果、子どもたちの学習の振り返りからは、この学習を通して育成をめざす資質能力の高まりを自らが実感していることが見受けられる文言が多数あった。しかし、モデル校の指導者からは、指導する児童生徒の実態に応じて授業を行うためには、やはり教材研究の時間が必要であったとの意見があった。一方、教材の完成までに想定以上の時間を要しており、配付の時期を見直す必要が出てきた。教育委員会が作成した教材を学校の授業で子どもたちに使用する場合には、著作物の二次利用となることから、教材案等に掲載している全ての著作物の許諾を得る必要がある。その確認には多くの作業と時間を要することから、著作権問題に精通している業者を公募により決定の上、著作物の許諾確認等を依頼することとした。その依頼に当たり、教材を確定する必要があるが、モデル校での試行実施を踏まえて資料の差し替え等が必要となり、その確定に想定以上の時間を要していることから、教材を業者へ示せる時期が少し遅れている。令和5年2月14日、前回の報告をした教育委員会会議で示した「総合的読解力育成カリキュラム」の先行実施までのスケジュール案では、令和5年9月末から10月にかけて、教材と指導案が完成、令和6年1月頃を目途に各校への教材配信、指導案を配付することとしていた。しかしながら、先ほど説明したとおり、確定した教材から順次、著作物の許諾確認を行い、その許諾

を得て教材と指導案が完成するのが令和6年3月初旬、各校への配付が3月中旬頃になる予定である。また、許諾が得られない教材があった場合には、その差し替えを行い、再度許諾確認を行う必要がある。その場合、各校への配付がさらに遅れて、令和6年4月以降になってしまうことも考えられる。事務局としては、著作権の許諾を得たものから順次、各校に配付できるよう努めるが、教材をより効果的に活用して子どもたちの総合的読解力を育成するためには、各校において十分な教材研究、あるいは各教科との関連を見据えた年間計画を立てることが必要だと考える。そのための時間を確保するには、働き方改革の観点から夏季休業中に行うことが望ましいのではないかと考える。実際、モデル校の先生方の話を聞いても、やはり教材研究、各子どもの実態に応じた教材研究が必要であるというような意見もいただいている。また、令和6年度は、当初予定にはなかった大阪・関西万博の取り組みを行う必要があり、読本を活用した学習あるいは国際交流が教育課程に組み込まれる予定もある。さらに小学校では、今年度新たに採択された教科書の教材研究が、あるいは中学校では来年度また教科書採択に関わる業務、それについての教材研究を進める必要がある。そこで、令和7年度の目標達成に向け、来年度、令和6年度においては、全ての小中学校、義務教育学校において、事務局で開発した教材を実情に応じて試行実施していくことを考えている。併せて、運用モデル校というのをこの9月から実施をしていく予定であるが、その運用モデル校での取組内容等、好事例を提案する中で、各校において令和7年度の年間指導計画が作成できるように取り組んでまいりたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 ありがとうございます。要約については思考力・判断力・表現力に結びつけようとするねらいがよくわかります。個別で書かせるという方法もありますが、学習指導要領では、やり取り、発表も含め、協働的な学びに結びつける方向性が打ち出されています。要約は、個別最適という点では評価できますが、次の段階での協働的な学びにまでつながらないケースもあると聞いています。そのあたりの工夫を期待したいと思います。小学校の新しい教科書を見ると、学年進行と同時に、資料やデータの読み取りが増えていきます。そうすると、応用力、例えば、キーワードをおさえて、具体例までまとめる力、あるいは、原因と結果の因果関係をおさえて論理的な文章が書けるようになるなど、到達度に応じた個別最適化なストーリー性が重要ではないでしょうか。リテリングという手法なども要約力を上げる方法になるかもしれません。いずれにせよ、読んで、要約して、最終

的に自分の言葉で伝える作業を組み込んでほしいと思います。御参考までに。

【水口教育センター所長】 ありがとうございます。4つの言語活動の中で、まず情報を読み取るというところで要約を全てに入れていったらどうかというお話をいただいたので、1時間目にやり方を付けて入れましたが、先生におっしゃっていただいたように、小学校3年生と中学校3年生では子どもの発達段階も違い、文章の中身も大きく違うところがございますし、今のところ要約の部分だけしかできていないところは、具体例なり原因・結果のところまで入れていくのは、今後考えさせていただいて入れさせてもらえたらなと思っております。

【平井委員】 今の指導要領はかなり柔軟性があり、工夫次第で到達度に合わせた指導が可能です。状況によっては、読む、理解する時間と把握する時間を切り分けるような取り組みが可能かもしれません。実情に応じた展開の事例研究が必要だと思います。

【水口教育センター所長】 ありがとうございます。

【異委員】 読解力、要約する力というのは、本当に高校、大学、社会人になってもすごく必要になる力になってくるので、この取組自体は本当にいいことかなというふうに思っております。私からは簡単に3つですけれど、1つは子どもたちの声ですね。児童生徒のワークシートからということで、何々ができるようになったとか考えられるようになったというような言葉があるのですけれど、多分いいところを抜粋しているのかなというふうに思うんですけれど、逆に子ども達から課題であったり問題であったり、色々な意見があったと思います。ここには多分いいことしか載ってないんですけれど、何かやっぱり色々な声、取り組むのは子ども達なので、そういう子ども達の正直な声にもやっぱり耳を傾けて、次につながるように改善していただきたいなというのが1つです。2つ目ですけれど、これは年間に何時間ですか、30時間とか35時間という結構大きな時間が取られると思うのですけれど、以前にもお伺いしましたが、現実的に学校側としてこの時間確保というのが可能なのかということはやっぱりしっかり見ていただきたいなというふうに思っています。教育委員会から、せっかくこっちとしてはいいことを学校側に提供するということだと思うのですけれど、やっぱり現場でしか分からない優先せざるを得ない事案というのが絶対発生すると思うんですよね。そのときに、この教育委員会からの読解力の総合の時間を確保しないとイケないっていう、ちょっと葛藤が絶対あると思うんです。例えば今日の事案にもあったとおり、例えばいじめ事案が発生した、もうそんなことはさておいて読解力をするよではなくて、やっぱり親としてもそういう心の教育であったりとかこれ

はちょっとクラスで話し合いたいって、じっくり取り組んでほしいということがほかの案件であったとしても、あると、出てくると思うんですね。そういったときに、例えば校長の采配であるのか、学校側としては柔軟に対応ができるのか、例えば、それを35時間が30時間になってしまうとか、20何時間になってしまうことももしかしたらあるかもしれないんですけど、それを凝縮してギュッとするのか、ちょっとすみませんできなかったですってなるのか分からないんですけど、その辺ちょっと柔軟に学校側の采配としてできるようにぜひしてあげてほしいなというか、優先せざるを得ない事案は学校側でしか分からないと思いますので、ちょっと柔軟に対応していただけたら嬉しいなというふうに思います。3点目ですけど、大阪市は外国籍のお子さんが増えており、この前視察に行かせてもらったときも日本語指導でいろいろ別対応することが必要な生徒さんがかなり多いと思いました。あとは、なかよし学級に通級する生徒さんも多くいるんですけど、そういうちょっと苦手、こういう長文とか読解が苦手な子どもに対して、これも年間35時間という大きな時間は多分すごく苦痛で、多分この通りはいかないというふうには思っています。そういう子ども達、生徒さんに対してどのように対応するのか、同じようにこれをするようにと言うのかということも、しっかり考えてあげないといけないのかなというふうに思いました。私からはこの3点です。御検討をお願いします。

【大西指導部長】 特に2点目の学校での運用というのも、このカリキュラムの開発と併せて非常に重要な実践に向けてのテーマと思っております。昨年度から進められています現場の校長も交えたワーキングの中でも大きなテーマとして進めておりますので、一旦カリキュラムの開発の遅れから来年度は試行的に実施していくというような、逆に言うと試行できる期間が1年できたという面もございますので、優先すべき事柄、突発的なことだけではなくて、今現在進めている様々な取組との調整も併せて、どういう形でこの取組が意味のあるものとして、また開発したものをより有効に活用できるか、どの時間で進めていくか、また小学校と中学校でまた違う面もございますので、そういったところを、特に今後、今年度後半から来年度に向けて検証しながら、令和7年度からいい形でスタートできるように検討と併せて進めたいなというふうに思っております。

【異委員】 ぜひよろしく申し上げます。先日手元に届いた小学校の校長会の会報に目を通していたときに、やっぱり教育委員会から学校現場の現状にそぐわない制度が下りてきたと感じることが多いとか、なんかもうあれもやれこれもやれと言ってきて必要性がよく分からないとか、いろいろ書いてあるので、こちらとしてはよかれとっていろいろ

提供していることでもやっぱり現場となかなかその辺が一致しないこともあるのかなと思いますので、その辺はしっかり校長先生をはじめ、いろいろ耳を傾けて見直す勇気というのにも必要なのかなというふうに思っております。

【水口教育センター所長】 1 番目については、実際のところ、要約を毎時間することによって、前の活動より今回の活動がやっぱりちょっと面白くないなという声は、子ども達の中では少しあるようです。でも、やっぱりすることによって「こういうことができるようになった、ああいうことができるようになった」というのは、子どもだけではなくて指導者側もその手応えを感じています。そこは、授業はやっぱり導入が勝負になると思うので、導入でどんなことをしていくのかということも今後また考えていきながら、よりよい取組をつくっていく必要があると感じているところです。2 番目の、1 年間で 35 時間については、今、校長会の代表も入ってワーキングをさせてもらっているところですけども、読解力をつけるというのは確かなことだし、文理融合型の資料で今の社会がどうなっているかを子ども達が考えていくということも大切なことだから、それについては校長も教員も否定はしない。けれど、今あるところをどのようにスクラップできるのかを一緒に考えていく必要はある。でも、最終的にスクラップをする、ゴーサインを出すのは学校現場になるので、こんなスクラップができるのではないかと提示しながら、校長先生のほうで最初に決断していただく。もちろん異先生がおっしゃったように、緊急的な事案が生じたとき、例えば、大阪市が絶対に忘れてはならない 2012 年の桜宮の事案のようなことはその対応をやっぱりしていくとか優先順位があると思います。教育委員会が学校をしっかりバックアップしながら取組を進めていくというのは、これはもう私たちとしては忘れてはならないと思っています。最後の、外国籍の子どもや特別支援の子ども達についても、学習教材の全てをできないことは、はっきりしていると思うので、前回の 2 月 14 日のときにそういった子どもたちのことも考えて読解だけでもできるような形はできないかとの御提案を教育委員の皆さんからいただいた中で、しっかり子どもの状況に合わせて変更してきたことによってできる部分も増えてくるところがあると思います。それを今後さらに追求していきながら、どういうふうな形にすれば、この時間が全ての子ども達の力になることができるのかということは考えていきたいと思っています。

【異委員】 よろしくお願ひします。

【森末委員】 教材の著作権処理の問題の話ですけど、その著作権処理にたけた業者を選ぶ選定作業はいつぐらいからですか。

【水口教育センター所長】 今、しています。

【森末委員】 いつ頃、決まるのですか。

【水口教育センター所長】 決まるのは恐らく9月です。

【森末委員】 9月ですか。そうですか。ただ、どういうところが著作権処理にたけた業者なのか、イメージが湧かなかったのですけれど。

【水口教育センター所長】 私学で問題を作成するときに、代行業者がその著作権の許諾確認をしていくような会社というのはいくつかありまして、そこに依頼をしているのですけれども、今年度は教科書関係の採択がございましたので、ちょっと滞っているところもあって遅れています。実際、最初のうちは、うちの指導主事が中心になって話をして業者に連絡をしていったのですが、例えば、使い方についても口頭ではなく正式な文書を交わしながらする必要があるので、教育委員会の中でも相談をさせてもらって取組を進めていて、少し時間がかかっているというのが現状です。

【森末委員】 なるほど。どのぐらい、ある程度どのぐらいの予算がかかるのかはちょっと分からなかったのですけれど、それはこれからしてみないと分からないという話ですかね。

【水口教育センター所長】 業者3社ぐらいに確認をしたところ、それぞれ上下あるけれども、合計で200万ぐらいあったらできるのではないかとということです。

【森末委員】 その業者に委託する料金ではなくて、その著作権処理の為に200万ぐらいでいけそう、そういうことですか。ではなくて、業者に全て含んでお願いするということですか。

【水口教育センター所長】 現段階では、全て含んで考えています。

【森末委員】 全部でそれぐらいの金額でいけそうですか。今回はこれで、教材を作った上で著作権処理をどうしようかと考えているのですけれど、今後、改訂版を作るときには、その著作権処理にたけた業者等が入った上で、一番内容はいいけれども安くつく方法を考えるとかってということもありかなと思っているのですけれど、それはまた次に御検討ください。

【大竹委員】 2月の会議のときに、書くことが重要ということで大分お話をして、今回要約ということで入れてもらって有難いと思います。読んでいろいろな知識を入れて、それからそれを整理するということになると、やっぱりまず書いてするということが大事です。多分読んでそれで終わりであと、話すということがあったとして、やっぱり書くこ

とについてちょっとためらうような意見もあったということですが、書くということとは自分の頭を整理するという非常に大事な作業だと思いますので、これはこれで非常にいいなというふうに思っています。その次は平井先生がおっしゃったように、表現力ですね。やっぱり話すことということですね。自分で知識を入れて、あと書いて整理をして、それをどう言うかということですね。その後もう少しそれに対して質疑応答をしていくということが一連のものですけれども、なかなか授業時数の関係とかいろいろな個人の差があるのでなかなか難しいと思うんですけれども、ぜひ今回のようにやっぱり書くということで、そのために必要なキーワードがあるということのほうがとっつきやすいということであれば、そのような方法もいいと思います。それから、表現ということでは、もし何かその次でうまくいけば、お互いやっぱり話をして表現をどう、表現力を身につけさせるかというところまでいっていただければありがたいです。いずれにしても、いろいろ御配慮いただいてありがとうございます。

【平井委員】 著作権について、NPO 法人などに当たられていますか。

【水口教育センター所長】 NPO は当たっています。

【平井委員】 最近の著作権処理はかなり進んでいるように思いますので、なるべく多く情報収集することが肝要だと思います。

【水口教育センター所長】 ありがとうございます。

議案第 79 号「市会提出案件（その 7）について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

この報告書については、6 月 27 日の教育委員会会議で報告したとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び大阪市教育行政基本条例に基づいて、令和 4 年度の教育委員会の取組や活動の状況等について、点検及び評価を行い作成したものである。前回示した素案からの変更箇所については、一部グラフ等の表示を見直して、より分かりやすくするようにしたのと、集計中であった施策目標の令和 4 年度実績値を追記するとともに、学識経験者による講評を追加した。具体的な追記、修正箇所について説明をする。施策 9-1 の施策目標②の達成状況の欄について、令和 4 年度実績については集計中であったが、77.1%と目標を上回っている。次に、教育振興基本計画に掲げられた目標の進捗状況のグラフについて、凡例等を見直すとともにグラフの表記を工夫して、全体を通して統一感を持ってより見やすくなるようにした。次に、主体的・対話的で深い学びの推進についての

グラフに誤りがあったので、正しいグラフに修正をしている。次に、学識経験者による点検・評価の講評を追記している。まず、学識経験者の2人から評価をいただいた点としては、小学校低学年からの英語教育の実施やネイティブスピーカーの全小中学校への配置、教員研修等の施策によって、コロナ禍による中断があったにもかかわらず着実に成果が出ている点や、大阪市が特に力を入れてきたICT導入の成果が徐々に出てきている点、学校視察等を重ね、施策の実施状況や学校現場の実態の変容をつぶさに把握し、現場の声を聞き、現場を理解した取組をして、現場ならではのより効率的、効果的な提案を収集できているという点が挙げられる。一方で、課題としては、不登校への対応については全国の傾向と同じく苦戦を強いられており、全国との差異が依然として縮まっていないこと。道徳教育、人権教育、就学前教育カリキュラムに関する施策について達成状況が低く、引き続き取組を進める必要があることなどの指摘をいただいている。全体としては、多岐にわたってきめ細かく施策を立案実施し、きめ細かい点検評価がなされていて、引き続き教育委員会、事務局、学校が一体となって大阪市の教育を支えていくことを期待しているとの意見をいただいている。最後に、今後の予定としては、本日この案を承認いただいたら、市長の決裁を経て、決算市会に報告書を提出するとともに、ホームページに掲載するなど市民の皆様に公表をしまいる。

質疑の概要は次のとおりである。

【栗林委員】 全体を通して、ただいま御指摘いただいたとおり、修正していただいてグラフ等については統一的に見ることができるよう工夫をしていただいたという点、それから最重要目標等に関しては大阪教育大学の森田教授に指摘していただいているように、安全・安心な環境の観点からこれを重点課題に、非常に重要な基礎的な項目に位置づけるといような点で御配慮いただいたという点について、また、全体としての指摘についても非常に統一の取れた報告書にまとめ上げていただいたと思いますので、そうした点で御指導いただいたことに感謝したいと思います。

【松浦政策推進担当部長】 ありがとうございます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第29号「校長公募にかかる第1次選考の結果について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

受験者数は、小・中学校共通では内外合わせて 279 名、幼稚園では 13 名、合計 292 名となっている。次に最終合格者数について、小・中学校共通は 60 名程度、幼稚園は若干名としており、加えて退職者数等を勘案した校長必要数の算定状況を踏まえ、第 1 次選考の合格者数を小・中学校共通は 139 名、幼稚園は 10 名とした。次に選考方法について、外部受験者の方は、受験申込書による評価と 7 月 15 日に実施した論述試験を基に、また内部の方は昨年度の人事考課と論述試験の結果を基に合否を判定した。合否の通知については、8 月 23 日に受験者へ発送済みである。今後のスケジュールについて、第 2 次選考は集団面接として 9 月 6 日～13 日までの平日 6 日間に、第 3 次選考の個人面接については、10 月中旬に予定をしている。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 事前説明のときに、昨年合格した人が 54 名で、そのうち今年で任用された人が 21 名、名簿に記載というのが 33 名ということなんですけれども、この方々は大体 3 年以内には任用されると考えてよろしいのですか。

【上原教務部長】 はい、そうでございます。

議案第 80 号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、中学校主務教諭で処分内容については懲戒処分として、停職 2 月とする。当該教諭は、令和 5 年 3 月中旬、中央区難波周辺において他人名義のキャッシュカードを拾得したが警察へ提出せず、2 週間程度自身の財布に入れて保管をした。また同月 31 日、東京都港区の ATM でそのキャッシュカードを使用し、現金を引き出そうとしたというものである。麻布郵便局の ATM に当該カードを挿入したところ、紛失届が出されていたために、警視庁麻布警察署により窃盗未遂容疑で現行犯逮捕をされた。当該教諭は当該カードの所有者との間で示談をし、当該カードの所有者からの被害届が取り下げられた。当該教諭の代理人弁護士から当該教諭が釈放される旨、同校に対して連絡があり、同日夜に釈放された当該教諭から同校に対して連絡があった。当該教諭の釈放後、同校教頭が当該教諭と会い、本件事案の詳細が発覚した。東京地方検察庁から窃盗未遂被疑事件について不起訴処分と告知された旨、報告を受けたということである。当該教諭は反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 代理人弁護士等を通じて本件事案への概要説明を求めていたときも、釈放されるまでの間、説明してこなかったと書いてありますね。これは逮捕されて、東京の方の拘置所というか刑務所かな、大分経って、それでその弁護士さんを通じて説明を求めたけれども、本人は拒否していたと、そういうことでいいのでしょうか。

【中野教職員服務・監察担当課長】 はい、そうでございます。概要を自分の口で説明したいなどと言って、説明、概要すら伝えることがなかったということでございます。

【森末委員】 概要に関しても言わなかったと、そういうことですね。

【栗林委員】 要するに今回の問題というのは、今御指摘のように単なる忘れていたとか勘違いというだけでは済まないであろうということです。この方は道徳的に今後自己改善をしてもらうことが、非常に重要な根本的な問題じゃないかと思うんですよね。ここはどのようなチェックをしていただけますか。

【中野教職員服務・監察担当課長】 逮捕勾留されて、その後、学校では代わりの講師等で対応しているということなんですけれども、6月の中旬頃から別の特別支援学級の担任ということで携わっていたんですけれども、この件については反省は見せておりました。不起訴になりましたけれども我々事務局としましてはこうした認定をしまして、それを踏まえてもちろん自分を見つめ直すといいますか、その期間を取って反省の状況を踏まえて、復帰に当たってもですね、校長、学校としっかり連携して、学校現場においてもスムーズに復帰するように進めていこうと考えております。

【栗林委員】 職務にしっかり当たれるように指導はしてもらってとそういう理解でいいですか。

【中野教職員服務・監察担当課長】 はい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第81号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、小学校教諭で処分内容については懲戒処分として、減給3月とする。事案の概要について、当該教諭は、同僚教諭に暴言を発したほか、業務中の態度を非難する匿

名の文書を自宅に送る、同文書を男子更衣室に掲示するなどにより、職場の秩序を乱す行為をした。また、文書を郵送及び掲示した行為について、管理職及び教育委員会事務局に対し虚偽の報告をしたというものである。教諭間の関係について、当該教諭と関係教諭は、令和3年度に5年生、令和4年度に6年生の学級担任を共に務めている。具体的には、令和4年11月8日、校長室において、当該教諭は度々時間休を取得するといった関係教諭の勤務態度について、「仕事をしないで早く帰る。早く帰って遅く来る。それで給料をもらっている。給料を返せよ、何もしないのに。あれは1分あったらできる仕事、それでやりましたというのは何のアピールなのか。あほちゃうか」などと非難をし、その場で言動を指導した管理職に対しても反抗的な態度で応答した。翌日9日～令和5年1月9日までの間、関係教諭は学校を休んでいる。1月5日、当該教諭は教頭に、関係教諭が卒業式の直前まで病気休暇から復帰しないよう求めて、1月10日、復帰の挨拶に訪れた関係教諭に対して「入ってくるな、視界に入るな」と発言。また、2月21日に開催された6年生の卒業遠足の準備に際しては、管理職の指示に従わず、そして2月23日、当該教諭は校内での違法行為に係る内部通報と題する文書を関係教諭の自宅に郵送し、出来事の経緯を追記した文書を作成し、早朝に同校男子更衣室の関係教諭のロッカーに貼付し、翌日関係教諭のロッカー内及び関係教諭の担任クラスの教師机の引き出しに入れた。発覚の経緯について、関係教諭から校長へ申し出があり、昨年の秋頃から校長と教育委員会が連携をし、当該教諭を指導するなど対応していたところであるが、令和5年2月22日、同校に勤務する教諭9名が来庁し、当該教員の関係教諭及び同行勤務教職員に対する言動について記載をし、職場環境改善を求める文書を提出した。当該教員は反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 この人は、減給ということで、減給なのでその学校にずっといますよね。もちろん授業も持ちます。ただこれ、この学校の先生方も職場環境が破壊されているというような申入れをしていて、この人の人事というかね、どうするかは早急に考えないといけないですけど、その点はそう考えていらっしゃるでしょうか。そちらの担当じゃないかも分かりませんが。

【上原教務部長】 もちろん人事異動も含め、今後の職場環境の改善について適切な処置を検討してまいります。

【森末委員】 そうですね。もともとこの人は、ここの学校でこんな問題を起こす前

にも何かあったんですかね。そういうのがないと思えないような感じだと思いますが、それは分かりませんか。

【中野教職員服務・監察担当課長】 これまで生徒との関係では良好と聞いているんですが、同僚教諭への攻撃の傾向といいますか、それはそれまでもあったということでございます。

【森末委員】 ちょっと気をつけて、何とかしないといけませんね。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案 82 号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、小学校教諭と小学校主務教諭で、処分内容については懲戒処分としてそれぞれ減給 1 月と戒告とする。当該教諭である夫は、令和 5 年 3 月 25 日、兵庫県朝来市において公安委員会の運転免許を受けないで普通乗用車を運転した。また、関係教諭である妻は、夫が無免許運転をすることを知りながら普通乗用車を提供し、無免許運転を幫助したというものである。当該教諭は平成 30 年 1 月に物損事故を起こして、自動車免許の取消処分を受け、令和 5 年 3 月時点では運転免許を保有しない状態であることを夫妻とも認識していた。なお、妻は運転免許を保有している。具体的に、妻は大阪市のレンタカー店で普通乗用車を借り、家族で兵庫県豊岡市まで日帰り旅行に出かけて帰る際、妻が体調不良となり、夫が運転の交代を名乗り出てやり取りがあったものの、妻は運転を交代し後部座席で寝てしまった。夫は無免許で車を運転し、後部座席のシートベルト着用義務違反により警察から停車を求められて、無免許運転が判明をしたものである。夫妻はそれぞれ反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
